

一般計量士・環境計量士

国家試験問題 解答と解説

3. 法規・管理 (計量関係法規 / 計量管理概論)

(第68回～第70回)

一般社団法人 日本計量振興協会 編

コ ロ ナ 社

計量士をめざす方々へ

(序にかえて)

近年、社会情勢や経済事情の変革にもなって産業技術の高度化が急速に進展し、有能な計量士の有資格者を求める企業が多くなっております。

しかし、計量士の国家試験はたいへんむずかしく、なかなか合格できないと嘆いている方が多いようです。

本書は、計量士の資格を取得しようとする方々のために、最も能率的な勉強ができるよう、この国家試験に精通した専門家の方々に執筆をお願いして編集しました。

内容として、専門科目あるいは共通科目ごとにまとめてありますので、どの分野からどんな問題が何問ぐらい出ているかを研究してみてください。そして、本書に沿って、問題を解いてみてはいかががでしょう。何回か繰り返し演習を行うことにより、かなり実力がつくといわれています。

もちろん、この解説だけでは納得がいかない場合もあるかもしれません。そのときは適切な参考書を求めて、その部分を勉強してください。

そして、実際の試験場では、どの問題が得意な分野なのか、本書によって見当がつくわけですから、その得意なところから始めると良いでしょう。なお、解答時間は、1問当たり3分たらずであることに注意してください。

さあ、本書なら、どこでも勉強できます。本書を友として、ぜひとも合格の栄冠を勝ち取ってください。

2020年9月

一般社団法人 日本計量振興協会

目 次

1. 計量関係法規 **法規**

- 1.1 第 68 回（平成 30 年 3 月実施）…………… 1
- 1.2 第 69 回（平成 30 年 12 月実施）…………… 35
- 1.3 第 70 回（令和元年 12 月実施）…………… 67

2. 計量管理概論 **管理**

- 2.1 第 68 回（平成 30 年 3 月実施）…………… 103
- 2.2 第 69 回（平成 30 年 12 月実施）…………… 135
- 2.3 第 70 回（令和元年 12 月実施）…………… 168

本書は、第 68 回（平成 30 年 3 月実施）～第 70 回（令和元年 12 月実施）の問題をそのまま収録し、その問題に解説を施したもので、当時の法律に基づいて編集されております。したがって、その後の法律改正での変更（例えば、省庁などの呼称変更、法律の条文・政省令などの変更）には対応しておりませんのでご了承下さい。

1. 計量関係法規

法規

1.1 第68回(平成30年3月実施)

問 1

計量法第1条の目的に関する次の記述の(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第1条 この法律は、(ア)の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、
もって(イ)の発展及び(ウ)に寄与することを目的とする。

(ア) (イ) (ウ)

- 1 計量 社会 文化の向上
- 2 計量 社会 消費者の保護
- 3 計量 経済 文化の向上
- 4 計量器 社会 消費者の保護
- 5 計量器 経済 文化の向上

【題意】 計量法(以下「法」という。)第1条(目的)の条文の語句についての問題。

【解説】 法第1条の条文で、「この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。」と定めており、(ア)は「計量」が、(イ)は「経済」が、(ウ)は「文化の向上」が該当するので、3の語句の組合せが正しい。

【正解】 3

問 2

計量法第2条の定義等に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

2 1. 計量関係法規

- 1 「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする行政上の行為をいう。
- 2 「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を口頭で表明することをいう。
- 3 すべての計量器は、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要がある。
- 4 「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の構造の確認に用いるものをいう。
- 5 計量器の製造には、経済産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。

【題意】 法第2条(定義等)第2項、第4項、第5項および第6項までに掲げられている用語の「定義」についての問題。

【解説】 1は、法第2条第2項の「取引」の定義で、「有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいう。」と定めており、1の「前略…、物又は役務の給付を目的とする行政上の行為をいう。」との記述は、誤りである。

2は、法第2条第2項の「証明」の定義で、「公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。」と定めており、2の「前略…の事実が真実である旨を口頭で表明することをいう。」との記述は、誤りである。

3は、法第2条第4項の「特定計量器」の定義で、「取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。」と定めており、3の「すべての計量器は、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要がある。」の記述は、誤りである。

4は、法第2条第6項の「標準物質」の定義で、「政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤

差の測定に用いるものをいう。」と定めており、4の「前略…、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の構造の確認に用いるものをいう。」の記述は、誤りである。

5は、法第2条第5項の「計量器の製造」及び「計量器の修理」の定義で、「計量器の製造には、経済産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。」と定めており、5の記述は法第2条第5項のとおりで、正しい。

正解 5

問 3

計量法第9条の非法定計量単位による目盛等を付した計量器に関する次の記述の(ア)及び(イ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第9条 第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であつて非法定計量単位による目盛又は表記を付したものは、(ア)してはならない。第5条第2項の政令で定める計量単位による目盛又は表記を付した計量器であつて、専ら同項の政令で定める特殊の計量に使用するものとして経済産業省令で定めるもの以外のものについても、同様とする。

2 前項の規定は、(イ)すべき計量器その他の政令で定める計量器については、適用しない。

(ア) (イ)

- | | |
|------------------|----|
| 1 販売し、又は販売の目的で陳列 | 輸入 |
| 2 製造し、又は販売 | 輸入 |
| 3 製造し、又は使用の目的で所持 | 輸入 |
| 4 販売し、又は販売の目的で陳列 | 輸出 |
| 5 製造し、又は使用の目的で所持 | 輸出 |

題意 法第9条(非法定計量単位による目盛等を付した計量器)第1項及び第2

4 1. 計量関係法規

項の規定の語句についての問題。

【解説】 法第9条第1項の規定により、(ア)は「販売し、又は販売を目的で陳列」が、同条第2項の規定により、(イ)は「輸出」が該当するので、4の語句の組合せが正しい。

【正解】 4

問 4

次に示す物象の状態の量に関する計量単位のうち、法定計量単位ではないものを一つ選べ。

	(物象の状態の量)	(計量単位)
1	圧力	パール
2	照度	ルクス
3	放射能	ベクレル
4	仕事	カロリー
5	角度	ラジアン

【題意】 法定計量単位を定める法第3条(国際単位系に係る計量単位)別表第1、法第4条(その他の計量単位)別表第2、別表第3および法第5条(接頭語及び特殊の計量に用いる計量単位)に掲げる物象の状態の量と計量単位との組合せ以外の非法定計量単位の問題。

【解説】 1の物象の状態の量「圧力」の計量単位は、法第3条(国際単位系に係る計量単位)別表第1の下欄により「パスカル又はニュートン毎平方メートル、パール」と定めており、「パール」は法定計量単位である。1は正しい。

2の物象の状態の量「照度」の計量単位は、法第3条(国際単位系に係る計量単位)別表第1の下欄により「ルクス」と定められており、「ルクス」は法定計量単位である。2は正しい。

3の物象の状態の量「放射能」の計量単位は、法第3条(国際単位系に係る計量単位)別表第1の下欄により「ベクレル、キュリー」と定められており、「ベクレル」は法定計量単位である。3は正しい。

5 の物象の状態の量「角度」の計量単位は、法第 3 条 (国際単位系に係る計量単位) 別表第 1 の下欄により「ラジアン、度、秒、分」と定められており、「ラジアン」は法定計量単位である。5 は正しい。

4 の物象の状態の量「仕事」の計量単位は、法第 3 条 (国際単位系に係る計量単位) 別表第 1 の下欄により「ジュール又はワット秒、ワット時」と定められており、「カロリー」は法定計量単位でない。4 は誤り。

なお、計量単位の「カロリー」は、法第 5 条第 2 項の「特殊の計量に用いる計量単位」として政令で定める計量単位令第 5 条 (特殊の計量に用いる計量単位) 別表第 6 で、「人若しくは動物が摂取する物の熱量又は人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量」の物象の状態の量の計量単位として「カロリー、キロカロリー、メガカロリー、ギガカロリー」が、規定されている。

正解 4

----- **問** 5 -----

次に示す計量法第 12 条第 1 項の政令で定める商品 (特定商品) と、その特定物象量 (特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量) の組合せとして、誤っているものを一つ選べ。

	(特定商品)	(特定物象量)
1	はちみつ	質量
2	しょうゆ	体積
3	食用植物油脂	体積
4	潤滑油	体積
5	アルコールを含む飲料 (医薬用ものを除く。)	体積

----- **題意** 法第 12 条 (特定商品の計量) 第 1 項の政令で定める商品 (特定商品) と特定物象量についての組合せの問題。

解説 法第 12 条第 1 項で委任する特定商品の販売に係る計量に関する政令第 1 条別表第 1 の第 1 欄の特定商品と、同政令第 2 条別表第 1 の第 2 欄の特定物象量の関係で、1、2、4 および 5 は政令で定めるとおりで誤っていない。設問 3 の別表第 1 第

一般計量士・環境計量士 国家試験問題 解答と解説

3. 法規・管理 (計量関係法規 / 計量管理概論) (第 68 回～第 70 回)

© 一般社団法人 日本計量振興協会 2020

2020 年 11 月 30 日 初版第 1 刷発行

検印省略

編 者 一般社団法人
日本計量振興協会
東京都新宿区納戸町 25-1
電話 (03)3268-4920

発 行 者 株式会社 コロナ社
代 表 者 牛来真也

印 刷 所 萩原印刷株式会社
製 本 所 有限会社 愛千製本所

112-0011 東京都文京区千石 4-46-10
発 行 所 株式会社 コロナ社
CORONA PUBLISHING CO., LTD.

Tokyo Japan

振替 00140-8-14844・電話 (03)3941-3131(代)

ホームページ <https://www.coronasha.co.jp>

ISBN 978-4-339-03234-5 C3353 Printed in Japan

(柏原) N



<出版者著作権管理機構 委託出版物>

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構 (電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製・転載は著作権法上での例外を除き禁じられています。購入者以外の第三者による本書の電子データ化及び電子書籍化は、いかなる場合も認めていません。落丁・乱丁はお取替えいたします。